

電気通信事業法の改正に伴う 道路占用の取扱い

道路局路政課道路利用調整室

五十嵐係員

大野さん、占用のことであつと教えてほしいことがあるんですけど。

大野係員

うん、いいよ。何だい。

五十嵐係員

昨日、電気通信事業を営む〇〇社の人から、△△町の道路に電線を設置したいので、占用許可手続の相談をしたい、という連絡を受けたんです。

その人が言うには、〇〇社は「認定電気通信事業者」だそうであつて、だから、〇〇社が占有する電線は道路法第三十六条の義務占有として手続をした、とのことでした。

私は、勉強不足でよく知らなかつたんですが、〇〇社の人によれば、電気通信事業法の改正が最近あつて、今までの第一種電気通信事業と第二種電気通信事業という区分は廃止されてしま

い、認定電気通信事業という事業が新しくできたとのことでした。これと一緒に、道路法なども改正されて、この認定電気通信事業者は、今までの第一種電気通信事業者と同じように、道路法第三十六条の義務占有の対象とすることになっていると聞きました。

大野係員

(実は先週、電気通信事業法の改正に関する通達をちよつと読んだところなんだよね。読んでおいてよかつた。)

電気通信事業法の改正や、これに伴う道路法の改正があつたというのは、本当だよ。認定電気通信事業の用に供される電線は、義務占有の対象となるが、道路法第三十六条の改正で明らかにされているんだ。占用の期間を定めた道路法施行令第九条も、義務占有の關係で改正されているよ。

五十嵐係員

分かりました。じゃあ、〇〇社は認定電気通信事業者だとのことでしたので、〇〇社が占有したいと言っている電線は、道路法第三十六条や道路法施行令第九条の規定が適用されるということであつていいんですね。

大野係員

いや、ちよつと待つて。認定電気通信事業者だからといって、直ちに道路法第三十六条が適用されるとは限らない、という面があるんだよ。

五十嵐係員

どういふことですか？

大野係員

認定電気通信事業者が設ける電線は、必ずしも認定電気通信事業の用に供される電線ではないことがあり得るんだよ。今までの第一種電気通信事業者が設ける電線は、第一種電気通信事業の用に供されるものだし、と言えただけだね。そこがちよつと違うんだ。

五十嵐係員

えつ、そうなんですか。

大野係員

(よし、ヒントを出してやるか。)
電気通信事業法第一百七条と道路法第三十六条にヒントが隠されているから、よく読んでごらん。

○電気通信事業法

第百十七条 電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業を営む者又は当該電気通信事業を営もうとする者は、次節の規定の適用を受けようとする場合には、申請により、その電気通信事業の全部又は一部について、総務大臣の認定を受けることができる。

○道路法

第三十六条 (略) 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の規定に基づき、(略) 電柱、電線若しくは公衆電話所(略) 電気通信事業法に基づくものにあつては同法第百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。)を道路に設けようとする者は、第二十二条第一項又は第二項の規定による許可を受けようとする場合においては、これらの工事を実施しようとする日の一月前までに、あらかじめ当該工事の計画書を道路管理者に提出しておかなければならない。ただし、災害による復旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める軽易な工事を行う必要が生じた場合においては、この限りでない。

2 (略)

五十嵐係員

あつ、分かつたぞ。

大野係員

えつ、もう分かつたの。(僕は先週読んだとき、すごく時間かかったのに。)

じゃあ、どうということか説明してごらん。

五十嵐係員

電気通信事業法第百十七条第一項では、「電気通信事業の全部又は一部について、総務大臣

の認定を受けることができる」とされてますね。だから、認定電気通信事業者の中には、全部の認定を受けた者と、一部の認定を受けた者がいて、このうち一部の認定を受けた認定電気通信事業者は、認定電気通信事業だけでなく、認定を受けていないほうの電気通信事業も営むといふことがあり得ることになりますよな。

そして、道路法第三十六条第一項では、例えば電線について、「認定電気通信事業者が認定電気通信事業の用に供するもの」を義務占用の対象としているから、一部の認定を受けた認定電気通信事業者が、認定を受けていないほうの電気通信事業の用に供するために電線を占用しようとする場合は、義務占用の対象とならないということですね。

ということは、まずは、○○社が、全部の認定を受けた者なのか、又は一部の認定を受けた者なのかを、ちゃんと確認する必要がありますね。

大野係員

そういうこと。

(五十嵐君は理解が早いな。)

五十嵐係員

でも、認定電気通信事業者が、全部の認定を受けているのか、それとも一部の認定を受けているのかという点については、私たちでは分からないというところもありますよね。これは、

どうやって確認すればいいんですか？

大野係員

総務大臣からの認定証は、全部の認定か、又は一部の認定かによつて、種類が異なるものとされているんだ。だから、○○社が交付を受けた認定証を見れば、我々も確認できるはずだよ。

○電気通信事業法施行規則

第四十条の十一 総務大臣は、全部認定をしたときは、全部認定に係る認定証を交付する。

2 総務大臣は、一部認定をしたときは、一部認定に係る認定証を交付する。

五十嵐係員

なるほど。

でも、まだ足りないですよ。

だって、一部の認定を受けた認定電気通信事業者から、電線の占用許可申請を受けた場合には、その電線が、一部として認定されている認定電気通信事業の用に供するものに該当するかどうかについても、ちゃんと確認する必要がありますよね。この点も認定証で確認することができますよね。

大野係員

(四月に採用されたばかりなのに、鋭いな。)

そのことについては、通達が発出されていて、道路管理者は、一部の認定を受けた認定電気通信事業者から占用許可申請を受けた場合には、

占用しようとする物件が認定電気通信事業に係るものであるかどうかについて、総務省に照会することができることになっているんだよ。

この総務省への照会に当たって必要な事項に關しても、事務連絡が発出されているよ。

○電気通信事業法の一部改正に伴う道路占用関係事務の取扱について（平成十六年三月十九日付け国道利用第二十五号 路政課長通達 記1(1)

(略)

道路管理者は、一部認定証を有する認定電気通信事業者から電気通信設備等の物件に係る占用許可申請がなされた場合には、当該物件が認定電気通信事業に係るものであるか否かにより道路占用の取扱いが異なることから、所要の確認を行う必要が生じるころ、この点については、道路管理者が総務省に対し、当該占用許可申請等に係る物件が認定電気通信事業に係るものであるか否かを個々に照会できることとされている。

(略)

○電気通信事業法の一部改正に伴う道路占用関係事務の取扱いにおける照会及び通知について（平成十六年三月十九日付け 道路利用調整課長補佐事務連絡 記1

路政課長通達記1による総務省への照会は、

- ・申請者である電気通信事業者の住所及び氏名
 - ・占用の目的
 - ・占用の場所
 - ・占用物件（名称、規模、数量）
- を明らかにして、…を行うこと。

五十嵐係員

へえ。すごいじゃないですか、大野さん。改正された法律って、今年の四月の施行ですよ。大野さん、短期間で結構勉強しているんですね。

大野係員

（あれ、僕のほうが教えていたはずなのに、何だか変だな。）

まあ、僕も占用を担当して三年目だからね。これぐらいは当たり前だよ。もつとがんばろうとは思ってるけど。ハハハ…。（五十嵐君に追い抜かれないように、ホントにもつとがんばらなくちゃ。）

五十嵐係員

じゃあ、もつと教えて下さいよ。

実は、別の件でも勉強したいことがあるんですよ。

というのですね、…。

大野係員

ちよつと待った。

もう今日は時間も遅いし、最近、僕、仕事がんばりすぎちゃって疲れているから、今日はこの辺で帰ろうと思ってるんだ。まあ、五十嵐君は熱心だから、自分でよく勉強してみてくださいよ。

ということ、お先に！。

五十嵐係員

あつ、ちよつと、大野さん。もお。「頑張りすぎて疲れた。」だって。先週もそう言って毎日早く帰ってたような気がするんだけど。疲れてないはずじゃなか…。

（この項終わり）